

令和6年小美玉市議会 産業建設常任委員会会議録

令和7年3月13日（木）

午前9時00分～

市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

産業建設常任委員会

令和7年3月13日（木）

午前9時00分

市役所3階 議会委員会室

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 執行部挨拶

4. 議 事

1) 議案第3号 小美玉市新まちづくり構想実施計画策定委員会設置条例の制定について

2) 議案第15号 小美玉市美野里シビック・ガーデン条例の一部を改正する条例について

3) 議案第16号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例について

4) 議案第17号 小美玉市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

5) 議案第18号 小美玉市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理の
資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

6) 議案第21号 小美玉市美野里地域食材供給施設条例を廃止する条例について

7) 議案第22号 小美玉市旅館業を目的とした建築の規制に関する条例及び小美玉市茨城
空港周辺におけるラブホテルの建築等規制条例を廃止する条例について

8) 議案第25号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）

9) 議案第28号 令和6年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

10) 議案第30号 令和6年度小美玉市水道事業会計補正予算（第4号）

11) 議案第31号 令和6年度小美玉市下水道事業会計補正予算（第4号）

12) 議案第40号 市道路線の認定について

13) 陳情第1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の陳
情書

5. そ の 他

6. 閉 会

出席委員（6名）

7番	香取憲一君	11番	村田春樹君（委員長）
14番	長島幸男君（議長）	15番	岩本好夫君
16番	福島ヤヨヒ君（副委員長）	18番	田村昌男君
19番	市村文男君		

欠席委員 なし

付託案件説明のため出席した者

市長	島田 幸三 君	副市長	深谷 一広 君
産業経済部長	倉田 賢吾 君	都市建設部長	原 伸行 君
農政課長	狩谷 学 君	商工観光課長	榎戸 純一 君
地籍調査課長	菅澤 和則 君	都市整備課長	朝比奈公俊 君
道路建設課長	大島 直利 君	道路維持課長	坂本 剛 君
下水道課長	関川 克己 君	水道課長	菅具 隆 君
農業委員会事務局長	鈴木 和広 君		

議会事務局職員出席者

書 記 鈴木 将暉

午前 8時53分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（福島ヤヨヒ君） おはようございます。とてもよいお天気で、今日は現地視察日和かなと思っております。

ただいまから産業建設常任委員会を始めます。よろしくお願いいたします。

では初めに委員長挨拶。

○委員長（村田春樹君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席委員は5名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きたいと思っております。

この後すぐに市道路線の認定について、現地視察を実施し、午前10時より付託議案の審査を行いたいと思っております。

それでは、直ちに現地調査に向かいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。市長の挨拶は帰ってきてからです。

○副委員長（福島ヤヨヒ君） じゃ、帰ってきてからで。

○委員長（村田春樹君） 一言いただいきいますか、じゃ。

帰って来る前に一言いただいて。

○副委員長（福島ヤヨヒ君） ちょっと時間前に一言…。

じゃ、市長さんから先に一言いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○市長（島田幸三君） 改めましておはようございます。

産業建設常任委員会ということで、これから現地視察ということでよろしくお願いいたしますと思っております。

後ほどまた、挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（福島ヤヨヒ君） それでは、現地視察に行きますのでよろしくお願いいたします。

午前 8時54分 休憩

午前 9時49分 再開

○副委員長（福島ヤヨヒ君） 全員おそろいのようなので、それでは産業建設常任委員会、再開させていただきます。

改めまして、村田委員長、挨拶をお願いします。

○委員長（村田春樹君） 皆様、先ほどは現地視察のほうお疲れさまでございました。

先ほどは議案40号の市道路線の認定についてということで、羽島の1663号線と1664号線の現地視察に行ってきました。県のほうの基準にもしっかり沿っているという話も伺えましたし、大丈夫かなというふうに感じております。

また、すばらしい天候の下で現地視察でありましたので、とても充実な現地視察になったのかなというふうに思います。

本日、議案のほうは12件、陳情1件ということで、大変多いものとなっております。慎重なるご審議のほど、委員の皆様方にはよろしくお願い申し上げます。執行部の方々には明快なる答弁をお願いしたいと思っております。

それでは、簡単ではございますけれども、開会に先立ちましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○副委員長（福島ヤヨヒ君） ありがとうございます。

市長さん、申し訳ありません。もう一度、ご挨拶お願いいたします。

○市長（島田幸三君） 現地視察ということで、大変ご苦勞さまでした。報告ではないんですけれども、おかげさまで、委員の皆様のご支援のおかげで、小井戸の十字路の信号、栗又四ヶ線の前から、大変危険だということでご指摘をいただいております。信号ってなかなか、県でも年間数十基ぐらいしかつかないということなんですけれども、皆様のご支援のおかげで、今工事をしています。25日から運用が開始されるということで、大変危険な十字路の安全が確認できたかなと、そういうふうに思っています。ご支援ありがとうございます。

また、農政におきましても、ご案内のとおり、小美玉のめぐみが今年度、8品目認定できまして、農業の振興の一助になれたかなというふうに思っています。来年度も追加認定をしたいなと思っておりますので、委員の皆様のご支援、どうぞよろしくお願いいたします。

産業常任委員会の慎重なるご審議をお願いして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（福島ヤヨヒ君） ありがとうございます。

それでは、早速審議に入りたいと思います。これから、委員長お願いいたします。

○委員長（村田春樹君） それでは、早速議事に入ります。

議事に入る前に、傍聴されている議員がおります。山崎議員、内田議員、宮内議員、鬼田議員が傍聴いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの出席委員は6名でございます。定足数に達しておりますので、本日

の会議を開きます。

本日の関係資料につきましては、タブレットのスマートディスカッション内に保存されております。スマートディスカッションをお開き願います。準備はよろしいでしょうか。

それでは、付託案件の審査に入ります。

本日の議題は、3月7日に付託された議案審査付託表と陳情文書表のとおりでございます。

なお、当委員会の議事の進め方でございますが、一問一答制として、一人の方が全て終了するまで審議を続けることとします。質疑漏れ等のないようご注意願うとともに、簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくお願いいたします。

執行部においても、マスクを外し、毎回な答弁をお願いいたします。

なお、執行部が即時に答弁しがたい質疑があった場合には、当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願いいたします。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することといたします。各委員におかれましては、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、議案第3号 小美玉市新まちづくり構想実施計画策定委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈公俊君） 都市整備課の朝比奈と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号 小美玉市新まちづくり構想実施計画策定委員会設置条例の制定についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、小美玉市新まちづくり構想実施計画の策定に伴い、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関である委員会の設置に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものでございます。

条例案の1ページ目をお願いいたします。内容につきましては、抜粋して説明させていただきます。

まず、第2条、掌握事項でございますが、委員会は市長の諮問に応じ、（1）小美玉市新まちづくり構想実施計画に関すること、（2）空のえき「そ・ら・ら」拡張を含む百里飛行

場前整備の推進に関すること、これらを調査・審議し、その結果を市長に答申するものでございます。

次に、第3条、組織でございますが、委員会は委員10人以内で組織し、委員につきましては（1）から（4）に掲げる方の中から市長が委嘱するということになっております。

以下、正副委員長の選任方法、委員の任期、所管課等を定めております。

2ページ、下段をお願いいたします。

附則の2でございますが、本条例の制定に合わせ、小美玉市新まちづくり構想等策定委員会設置条例は廃止させていただきます。

3ページ目をお願いいたします。

附則3でございます。附則3の委員の報酬でございますが、括弧のとおり、委員は月額5,000円としますが、大学教授等の高度な専門知識及び経験を有する者については、月額1万5,000円としており、前回の小美玉市新まちづくり構想等策定委員会の内容と一緒の内容になってございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

福島副委員長。

○16番（福島ヤヨヒ君） じゃ1つ、この委員の選び方なんですけれども、ぜひとも女性の委員を、やはり少なくとも規定どおりには選んでいただきたいし、それから女性の委員を選ぶ場合には、女性団体連絡会、ハーモニー連絡会というのがございますので、そこに声をかけていただくと、そこから多分推薦されてくると思うんです。なるべく広く、女性の意見を取り入れていただきたいということがありますので、その点、ぜひともご考慮いただきたいと思いますが、よろしくをお願いいたします。

その点、女性委員はどの程度、現在想定されているんですか。

○委員長（村田春樹君） 朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈公俊君） 現在、新しい課で検討することになりますけれども、目標としては3割目標とされていると思いますので、できるだけそれに近い形で検討させていただきますけれども、場合によってはご希望に沿えないことがございますが、努力はさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○16番（福島ヤヨヒ君） ぜひともお願いいたします。

以上です。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑がなければ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようで、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第3号 小美玉市新まちづくり構想実施計画策定委員会設置条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 小美玉市美野里シビック・ガーデン条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） 農政課、狩谷です。よろしくお願いいたします。

議案第15号 小美玉市美野里シビック・ガーデン条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、老朽化等によりバーベキュー施設を廃止することに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

第2条の表中の地番につきまして、1151番地7を1152番地3に改めるものでございます。

また、第3条の第2号を削り、第3号を第2号とするもので、併せまして、別表小美玉市美野里シビック・ガーデン施設使用料のバーベキュー施設の項を削るものです。

改正後の表記につきましては、次のページの新旧対照表にアンダーラインを付して明記してございます。

説明は以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

香取委員。

○7番（香取憲一君） よろしく申し上げます。

私のほうから1点で、シビック・ガーデン、一部借地になっていると思うんですけども、このバーベキュー、ちょっと私ごめんなさい、行ったことないんで、大変こういう質問で恐縮なんですけど、バーベキューのところについてはその借地の関係というのは、何かちょっと関連というか、どういう関係か。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） シビック・ガーデンにつきましては、地権者から10筆全て借地をしている状況にあります。このバーベキュー施設につきましても、その1筆の一部に所在しているものでございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） ありがとうございます。

全てということは、シビック・ガーデン全体が借地状態ということで理解してよろしいんですか。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） ということは、混在しているので、そのバーベキュー施設を廃止するので、その部分だけ返しますとかという、そういうことはなかなか難しいわけですね。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） バーベキュー施設を廃止しまして、一部だけ返却ということではございません。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 了解しました。ありがとうございました。

○委員長（村田春樹君） ほかに。

市村委員。

○19番（市村文男君） これ補助事業でやったんだろうと思いますが、その期限がそろそろ切れるのかなと思います。シビック・ガーデンの、この議案そのものとはちょっと違うんですけれども、あそこ借りて農作物つくっている人たちが、そのまま、こっちに直売所ありますね、直売所で出荷できるようなことが、なかなか今補助事業が、切れないと難しい話があるんだろうと思います。

そこへ出荷ができれば、直売所のほうにも助かるような話を聞いているんですが、その辺のところはどういうあれになっている。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） 現状、市村委員がおっしゃるとおり、シビック・ガーデン、市民農園でつくられた作物につきましては、営利目的での使用ができないということになってございますので、直売所で販売することができない現状であります。今後、借地の解消ですとか施設の在り方など検討する際に、そのあたりのことも再度詰めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 市村委員。

○19番（市村文男君） よろしくお願ひします。

○委員長（村田春樹君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第15号 小美玉市美野里シビック・ガーデン条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈公俊君） それでは、議案第16号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

本案につきましては、熱海市の土砂災害を契機に宅地造成規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正され、開発行為を伴う盛土等の許可行為において、中間検査等の新たな事務が発生するため、当該事務に係る手数料の額を定めるものでございます。

内容につきましては、3ページ、新旧対照表をお願いいたします。

別表、開発行為証明手数料の下段に、宅地造成または特定盛土等に関する工事、中間検査申請手数料として、盛土または切土をする土地の面積に応じて、表記の2,700円から5,400円の手数料を求めるものでございます。この金額は、県の手数料と同額としております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

香取委員。

○7番（香取憲一君） よろしく申し上げます。

1点なんです、この手数料の種類が増えたということで、熱海の土砂災害が原因でございませけれども、現状として、今小美玉市で、喫緊にこの手数料支払わなくちゃいけないような案件というか、どうですか。あるんでしょうかね。ちょっと教えていただきたいんですが。

○委員長（村田春樹君） 朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈公俊君） 今回の内容につきましては、あくまで開発行為に伴うものでございまして、現在のところ、この盛土規制の対象となる開発は、今年度に関しては見当たらない状況でございます。

ただし、盛土ではなくて、小美玉市の残土条例に係る事案はありますので、そちらについ

ては、所管課と確認しながら進めていくことになります。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 了解しました。ありがとうございます。

○委員長（村田春樹君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第16号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 小美玉市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈公俊君） それでは、議案第17号 小美玉市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

本案につきましては、民法の改正及び公営住宅管理標準条例の改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、3ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、第10条第1項第1号でございますが、入居と入居の手続について、公営住宅管理標準条例の改正に伴い、入居時に求めている請書から保証人の連署規定を削減するものでございます。いわゆる保証人がいなくても入居できるという状況になります。

これらは、平成30年3月31日及び令和2年2月22日に国交省からの通知されております。
次に、第40条第3項でございます。不正入居が判明した際に入居者に請求できる近傍同種家賃との差額に対する利息の利率について、民法改正に対応できるよう改正するものでございます。現在、民法第404条の規定では、令和8年3月までは年3%となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

同じく第40条第5項借上げ期間の満了時の入居者への通知期間でございます。現行6日前を公営住宅管理標準条例に合わせ6か月前に改正するというものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第17号 小美玉市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 小美玉市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

菅具水道課長。

○水道課長（菅具 隆君） 水道課の菅具と申します。よろしくをお願いいたします。

議案第18号 小美玉市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資

格基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、建設業法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

本案につきましては、昨年12月、令和6年第4回小美玉市議会定例会と当常任委員会において、水道事業所ごとに配置しなければならない布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に係る学歴等の範囲拡大並びに水道実務経験年数の緩和等の改正についてご説明をいたしました。その有すべき資格のうち、土木施工管理の1級技術検定を規定している建設業法施行令が、昨年12月の同じ時期に一部改正が行われ、条例34条から37条と条番号のずれに伴いまして市条例も改めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第18号 小美玉市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 小美玉市美野里地域食材供給施設条例を廃止する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） 議案第21号 小美玉市美野里地域食材供給施設条例を廃止する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、小美玉市美野里地域食材供給施設を教育支援センター等に転用することに伴い条例を廃止するため、この案を提出するものでございます。

なお、今年度、こちらの施設につきましては、農林水産省の国庫補助金を活用して整備されたものであったため、財産処分の手続きを進めてまいりました。そちらが国のほうに受理されたことに伴い廃止するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第21号 小美玉市美野里地域食材供給施設条例を廃止する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 小美玉市旅館業を目的とした建築の規制に関する条例及び小美玉市茨城空港周辺におけるラブホテルの建築等規制条例を廃止する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈公俊君） それでは、議案第22号 小美玉市旅館業を目的とした建築

の規制に関する条例及び小美玉市茨城空港周辺におけるラブホテルの建築等規制条例を廃止する条例についてご説明させていただきます。

本案につきましては、旅館業法や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により、制限すべき特定の建築物等に対する規制が有効に寄与するものと判断できることから、関係する条例を廃止するものでございます。

今回ご審議いただきます2つの条例につきましては、店舗型性風俗特殊営業、いわゆるラブホテルの建築を規制するもので、制定当時は風営法によるラブホテルの定義が狭かったために、市独自で規制をかけていたものでございます。その後、風営法及び政令並びに茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例が改正され、本条例と同等の規制がなされたため、現在では市全域において、ラブホテルの新規の営業許可は禁じられています。

そのため、市の条例がなくても、風営法や旅館業法の規制効果により、市内全域において新たにラブホテル及び類似施設が建築される恐れがないことから、2つの条例はその役割を終えたと判断いたしました。

なお、本件条例の廃止検討に際しましては、風営法を所管します茨城県警察本部と協議を行いました。県警本部からは、市の条例を廃止しても支障はなく、風営法で十分な規制ができるとの回答をいただいております。

最後に、附則の2としまして、本条例の廃止と併せまして、小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例から、旅館建設審査会委員の項目を削除するものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

田村委員。

○18番（田村昌男君） これ、ラブホテルという名前は、学校のそば、教育施設のあるそばでは、前は建設できなかったんですけども、名前をラブホテルとつけた場合は建設できないと思うんですけども、どうなんですか、この辺。

○委員長（村田春樹君） 朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈公俊君） 委員のおっしゃるとおりで、今もこの市の条例で規制され

ておりますが、現在の県条例や法令等では新規の許可が下りないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 田村委員。

○18番（田村昌男君） 分かりました。

○委員長（村田春樹君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第22号 小美玉市旅館業を目的とした建築の規制に関する条例及び小美玉市茨城空港周辺におけるラブホテルの建築等規制条例を廃止する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

大島道路建設課長。

○道路建設課長（大島直利君） 道路建設課、大島です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第25号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）のうち産業建設常任委員会所管事項についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正のうち道路建設課所管についてご説明いたします。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、一般市道排水整備事業3,596万9,000円については、市道213号線及び市道羽鳥1654号線道路改良事業において、国の令和6年度補正予算に基づく事業であり、国の本決定が年度末になる見込みであることから、年度内の事業完了が

困難であるため、繰越しをお願いするものでございます。

また、同じく市道213号線については、国道6号との交差点において、国土交通省との設計協議に日数を要したこと、並びに市道106号線については、補償物件の移転に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難であるため、繰越しをお願いするものでございます。

説明は以上となります。

○委員長（村田春樹君） 榎戸商工観光課長。

○商工観光課長（榎戸純一君） 続きまして、歳入の補正予算の説明に入らせていただきます。

11ページ下の欄の表をご覧ください。

11款使用料及び手数料、1項使用料、3目商工使用料、1節物産観光施設使用料に273万9,000円の補正減をお願いするものでございます。

内容につきましては、レストラン使用料の減額でございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 関川下水道課長。

○下水道課長（関川克己君） 下水道課所管になります。

13ページをお願いいたします。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節の保健衛生費補助金、説明欄、循環型社会形成推進交付金349万円の減額につきましては、高度処理型浄化槽設置事業補助金の実績見込みによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） 続きまして、農政課所管になります。

引き続き13ページです。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金121万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内訳につきましては、経営所得安定対策等推進事業費補助金の減額になりまして、交付額の確定によるものでございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈公俊君） それでは、都市整備課所管の補正についてご説明させてい

たきます。

同じく13ページになります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、1節土木管理費補助金、説明欄、住宅建築物安全ストップ形成事業費補助金でございますが、耐震診断が4件、耐震設計改修が0件、ブロック塀が0件による実績額の確定により、51万円を減額するものでございます。

同じく説明欄、民間住宅関連助成事業費補助金、こちらは住宅リフォーム補助事業でございますが、31件の実績額の確定により、90万円を減額するものでございます。

続きまして、説明欄、公営住宅等ストップ総合改善事業費補助金でございますが、公営住宅等長寿命化計画の策定による、実績額の確定により、127万3,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 大島道路建設課長。

○道路建設課長（大島直利君） 続きまして、道路建設課及び道路維持課所管になります。

同じく13ページをご覧ください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、2節道路橋梁費補助金につきましては、3,997万6,000円の補正減をお願いするものでございます。

内容につきましては、社会資本整備総合交付金3,997万6,000円の補正減のうち、初めに道路建設課所管分としまして、1,378万7,000円を減額するもので、補助額確定による補正減をするものでございます。

○委員長（村田春樹君） 坂本道路維持課長。

○道路維持課長（坂本 剛君） 次に、同じく道路維持課所管分といたしましては、2,618万9,000円を減額するものでございます。こちら、補助額確定によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 関川下水道課長。

○下水道課長（関川克己君） 14ページの下段をお願いいたします。

17款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金、説明欄、浄化槽設置事業費等補助金184万5,000円の減額、こちらにつきましても、高度処理型浄化槽設置補助金の実績見込みによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 鈴木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木和広君） 続きまして、農業委員会事務局所管になります。

15ページをお願いいたします。

上段になります。17款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業委員会費補助金829万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内訳としましては、農業委員会交付金1万8,000円の増、農地利用最適化交付金831万6,000円の減、共に交付金額の確定により、それぞれの補正の増額と減額をお願いするものでございます。

こちらの交付金の内容につきましては、歳出の中で再度説明させていただきます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） 続きまして、農政課所管になります。

同じく4目農林水産業費県補助金の2節農業費補助金820万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内訳につきましては、環境保全型農業直接支払交付金を49万8,000円増額、農業次世代人材投資資金事業費補助金を838万4,000円減額、儲かる産地支援事業費補助金を31万9,000円減額するもので、いずれも事業費確定によるものでございます。

次に、3節農地費補助金803万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

これは、多面的機能支払交付金803万2,000円を減額するもので、事業費確定によるものでございます。

次に、4節林業振興費補助金20万円の減額補正をお願いするものでございます。

こちら、民有林造林事業費補助金20万円を減額するもので、こちら、事業費確定によるものでございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈公俊君） それでは、続きまして都市整備課分になります。

次の下の段をお願いいたします。

17款県支出金、2項県補助金、5目土木費県補助金、1節土木管理費補助金、説明欄、木造住宅耐震化支援事業費補助金でございますが、先ほどご説明しました国庫補助金に関する県の負担分になります。こちら、実績額の確定により、22万4,000円の減額をお願いする

ものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 榎戸商工観光課長。

○商工観光課長（榎戸純一君） 続きまして、商工観光課所管となります。

15ページ、上段の表をご覧ください。

同じく7目商工費県補助金、1節商工費補助金に206万8,000円の補正減をお願いするものでございます。

内容につきましては、説明欄、サイクルステーション整備支援事業費補助金について、補助金の実績見込みによる減額でございます。

続きまして、16ページ下段の表をご覧ください。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金に4,565万3,000円の補正減をお願いするものでございます。

内容につきましては、説明欄、地域再生交流拠点施設維持管理運営等事業基金繰入金が434万7,000円の増額、茨城空港周辺地域活性化基金繰入金が5,000万円の減額するものでございます。いずれも事業費確定見込みによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） 農政課所管になります。

同じく説明欄の中段より下になります。森林環境譲与税基金繰入金221万6,000円を減額するもので、事業費確定によるものでございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 鈴木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木和広君） 続きまして、農業委員会事務局所管になります。

17ページをお願いいたします。

中段目になります。22款諸収入、4項受託事業収入、3目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入262万1,000円の減額補正の内訳のうち、農業者年金業務受託収入、業務受託金額確定により16万6,000円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） 今説明がありました、説明欄下になります。

農地中間管理事業業務受託収入245万5,000円を減額するもので、こちらにつきましても、事業費確定によるものでございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈公俊君） 同じく17ページをお願いいたします。説明欄の一番下になります。

22款諸収入、5項雑入、5目雑入、3節雑入、説明欄、木造住宅耐震診断士派遣事業個人負担金でございます。こちらは1件当たり2,000円でございますが、当初予定していた予算よりも1件多くの実績があったことによる増額でございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 榎戸商工観光課長。

○商工観光課長（榎戸純一君） 続きまして、商工観光課所管になります。

18ページ上段の表をご覧ください。

同じく5目雑入、3節雑入に113万7,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容につきましては、説明欄の火薬類消費許可申請手数料7,000円の増額するものでございます。民間による花火打ち上げに伴う手数料でございます。

次に、空の駅そ・ら・ら事業雑収入113万円を増額するものです。イベント開催による雑収入でございます。

以上で歳入の予算の説明を終了いたします。

○委員長（村田春樹君） 関川下水道課長。

○下水道課長（関川克己君） 続きまして、歳出予算についてご説明いたします。職員給与費につきましては総務常任委員会の審議となるため、説明は省略させていただきます。

初めに下水道課所管となります。

44ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、説明欄7、戸別浄化槽事業特別会計繰出金3万2,000円の補正増をお願いするものでございます。

次に45ページをお願いします。

内容としましては、人事院勧告及び執行見込み額により職員給与費等の増額によるものでございます。

続きまして、説明欄9、高度処理型浄化槽設置補助事業につきましては、高度処理型浄化

槽設置事業補助金の実績見込み額により708万円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 鈴木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木和広君） 続きまして、農業委員会事務局所管でございます。

46ページをご覧ください。

中段目でございます6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費486万7,000円を減額しまして、予算総額を5,063万円とするものでございます。

説明欄2、農業委員会事務費の報酬、農業委員会委員報酬144万円の減、農地利用最適化推進委員報酬144万円の減。これは、農地利用最適化交付金の成果実績払い後について、令和6年度より交付金の交付基準の見直しによりまして、個別農家訪問調査に係る活動実績に応じた配分での枠配分での追加報酬分となる当該調査事業の算定方法が見直されたための減額でございます。

併せて、特定財源のうち、国県支出金の減額分となっているのは、歳入予算の減額補正でご説明させていただきました農地利用最適化交付金831万6,000円の減額分になりますが、先ほど申し上げました、同じく令和6年度より、交付金の交付基準の見直しにより追加報酬分の減額と合わせ、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の活動実績に応じた交付金の新たな算定基準によるものでございます。

次に、旅費の費用弁償2万8,000円の減、普通旅費19万9,000円の減。これは、予定されていた会議、研修会等を欠席したための見込み額確定による減額となっております。

なお、普通旅費につきましては、視察研修先を当初、台湾への職員随行で計画しておりましたが、国内研修に切り替わり、1名随行に変更したためによるものでございます。

続きまして、説明欄3、農地調整事務費につきましては、需用費の消耗品費18万4,000円の増。これは、今年度導入させていただきました会議用タブレットの付属品となる充電ケーブルや保護フィルムを購入するためのものでございます。

次に、役務費の通信運搬費28万1,000円の減。これはタブレット導入時期が10月になったことによる不用額の減額分となっております。

次に、使用料及び賃借料の農地現地調査システム借上げ料187万円の減。こちらは、当初、システムの6月導入を予定してございましたが、タブレットの導入時期が10月に遅れたため未執行となり、補正減額をお願いするものとなっております。

ペーパーレス会議システム使用料3万3,000円の減。こちらはタブレット導入時期が10月

になったことによる不用額の減額分も、こちらもなってございます。

農業委員会所管の説明は以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） 47ページをご覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費についてでございますが、914万4,000円を減額補正し、予算総額を1億9,679万3,000円とするものでございます。

説明欄の3、農政企画総務事務費は170万円を減額するもので、内訳につきましては、1節報酬、農業振興地域整備促進協議会委員報酬を15万円減額、農産物等ブランド化推進協議会委員報酬を3万円減額、7節報償費、農産物等ブランド化推進アドバイザー謝金を10万円減額、12節委託料、農産物等ブランド化推進事業委託料を132万円減額、18節負担金補助及び交付金の負担金、商談会等参加者負担金を10万円減額するもので、いずれにつきましても事業費確定によるものでございます。

説明欄の4、シビック・ガーデン維持管理事業は、48ページまでまたがりませんが、3万3,000円を減額するもので、内容につきましては、12節委託料、不動産鑑定業務委託料3万3,000円の減額で、こちらは入札差金となっております。

説明欄の7、農業経営支援事業の18節負担金補助及び交付金の補助金、農業次世代人材投資資金事業費補助金838万4,000円を減額するもので、歳入の農業次世代人材投資資金事業費補助金838万4,000円を減額充当するもので、事業費確定によるものでございます。

説明欄の8、農地中間管理事業につきましては、財源内訳補正として、受託事業収入の農地中間管理事業業務受託収入を1万7,000円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

次に、3目農業振興費は、147万7,000円を減額補正し、予算総額を5,181万5,000円とするものでございます。

説明欄の2、農業振興補助事業を147万7,000円減額するもので、18節負担金補助及び交付金の補助金、農薬共同防除事業費補助金を54万5,000円減額、環境保全型農業直接支払事業補助金は66万4,000円増額、儲かる産地支援事業費補助金を31万9,000円減額、先端技術導入支援事業補助金を127万7,000円減額するもので、歳入の環境保全型農業直接支払交付金49万8,000円を増額充当、儲かる産地支援事業費補助金31万9,000円を減額充当するものでございます。

いずれも、事業費が確定したことによるものでございます。

次に、4目経営所得安定対策費は1,593万3,000円を減額補正し、予算総額を3,830万6,000円とするものでございます。

内容は、説明欄の1、経営所得安定対策事業の1節報酬の農業再生協議会委員報酬を18万円減額、18節負担金補助及び交付金の補助金、水田活用事業補助金を1,575万3,000円減額補正するもので、歳入の経営所得安定対策等推進事業費補助金121万5,000円を減額充当するものでございます。

いずれも、事業費が確定したことによるものでございます。

5目畜産業費の1、畜産振興事務費につきましては、財源内訳補正として、ふるさと応援基金を115万3,000円減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

次に、6目農地費につきまして、3,813万2,000円を減額補正し、予算総額を5億815万4,000円とするものでございます。

内訳は、1、農地総務事務費で49ページにまたがりませんが、18節負担金補助及び交付金の負担金、農業生産基盤整備事業負担金を120万4,000円減額、農村地域防災減災事業負担金を623万7,000円減額、県営土地費改良事業調査計画費負担金を97万円減額、経営体育成基盤整備事業費負担金を12万5,000円減額、県土地改良事業団体連合会負担金を56万2,000円減額するもので、合わせまして歳入の市債、農村地域防災減災事業債を940万円減額補正するものです。

いずれも、事業費が確定したことによるものでございます。

次に、4、畑地帯総合整備事業、18節負担金補助及び交付金の負担金、県営畑地帯総合整備事業負担金を140万円減額、県営土地改良事業調査計画費負担金を210万円減額するもので、事業費確定によるものでございます。

次に、6、多面的機能支払交付金事業、18節負担金補助及び交付金の交付金、多面的機能支払交付金1,070万9,000円を減額するもので、歳入の多面的機能支払交付金803万2,000円を減額充当するものでございます。

こちらにつきましては、国の予算の範囲内で交付されるもので、国による調整がはいつたことで事業費が確定したことによるものでございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 菅澤地籍調査課長。

○地籍調査課長（菅澤和則君） 地籍調査課、菅澤です。よろしく申し上げます。

続きまして、当節の説明7番、玉里地区地籍調査事業ですが、1,482万5,000円の減額補

正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、報酬の地籍調査推進員報酬でございますが、今年度、測量調査等を実施しました上玉里3地区の実績に伴い、170万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、需用費の消耗品でございますが、今年度の各種境界杭の購入数量の精査に伴い、100万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、委託料でございますが、地籍調査測量委託料につきましては、入札差金による1,160万5,000円の減額補正。また、地籍調査修正測量委託につきましては、法務局からの指摘事項による再測量や修正図面等の作成がなく、円滑に登記事務が完了したことによることから51万7,000円の減額補正。合わせて1,212万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

地籍調査課所管は以上となります。

○委員長（村田春樹君） 大島道路建設課長。

○道路建設課長（大島直利君） 続きまして、道路建設課所管になります。

同じく49ページ下段になります。

6款農林水産業費、1項農業費、7目農道・かんがい排水整備費、説明欄1、農道排水路整備事業につきましては、400万円の補正減をお願いするものでございます。

内容といたしましては、14節工事請負費において、入札差金及び執行見込み額確定による190万円の補正減。18節負担金補助及び交付金においては用地測量の結果における執行見込み額確定による210万円の補正減するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） 50ページをご覧ください。

6款農業水産業費、2項林業費、1目林業振興費につきましては、20万円を減額補正し、予算総額を16万5,000円とするものでございます。

内訳は、1林業振興事務費、18節負担金補助及び交付金の2補助金、民有林造林事業補助金20万円を減額するもので、歳入の民有林造林事業補助金20万円を減額充当するものでございます。

こちらは事業費が確定したことによるものでございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 榎戸商工観光課長。

○商工観光課長（榎戸純一君） 続きまして、商工観光課所管になります。

同じく50ページ、下段の表をご覧ください。

1 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費に5,548万8,000円の補正減をお願いするもの
でございます。

説明欄 2、商工総務事務費 8 万8,000円の補正減でございます。

内容につきましては、7 節報償費 4 万5,000円及び11節役務費 4 万3,000円は、いずれも
小川中央商店街公衆トイレの廃止に伴う減額でございます。

説明欄 3、中小企業活性化事業600万円の補正減でございます。

内容につきましては、18節負担金補助及び交付金、補助金の減額となり、自治金融信用保
証料補助金600万円は、事業費確定による減額するものでございます。

ページ変わりました、51ページをお願いいたします。

次に、説明欄 4、企業誘致事業5,004万円の補正減でございます。

内容につきましては、14節工事請負費、造成工事5,000万円につきましては、航空産業誘
致に伴う造成工事の事業費確定見込みのため減額するものでございます。

18節負担金補助及び交付金、1、負担金、県工業団地企業立地推進協議会負担金 4 万円に
つきましては、事業費確定による減額するものでございます。

同じく 2 目観光費に468万2,000円の補正減をお願いするものでございます。

説明欄 1、観光振興事務費354万1,000円の補正減でございます。

内容につきましては、12節委託料、サイクルステーション建築設計委託料に340万8,000
円につきましては、実績見込みによる減額するものでございます。

観光アドバイザー業務委託13万3,000円につきましては、事業費確定による減額するもの
でございます。

次に、説明欄 2、花の香る里づくり事業14万1,000円の補正減でございます。

内容につきましては、12節委託料、花の香る里づくり委託料14万1,000円につきましては、
事業費確定による減額するものでございます。

次に、説明欄 3、空の駅管理運営費100万円の補正減でございます。

内容につきましては、18節負担金補助及び交付金、2 補助金、チャレンジショップ支援補
助金100万円については、事業費確定により現額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 坂本道路維持課長。

○道路維持課長（坂本 剛君） 続きまして、道路維持課所管になります。

52ページ、上段をご覧ください。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、説明欄2、事業、土木総務事務費で700万円の増額をお願いするものでございます。

内容でございますが、18節負担金補助及び交付金、急傾斜地崩壊対策事業負担金で、県による急傾斜地崩壊対策工事の事業費確定に伴い、市の事業負担分とする負担金として700万円を増額するものでございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈公俊君） 同じく52ページ、その下の欄をお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、2目建築指導費、説明欄1、建築指導総務事務費のうち、18節負担金補助及び交付金の民間住宅関連助成事業費補助金でございますが、こちらは、31件268万9,000円の実績額の確定により、122万3,000円を減額するものでございます。

同じく18節負担金補助及び交付金の木造住宅耐震設計改修費補助金でございますが、今年度は実績がなかったことから、60万円を減額するものでございます。

続きまして、危険ブロック塀等撤去補助金でございますが、同じく、今年度は実績がなかったことから、50万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 大島道路建設課長。

○道路建設課長（大島直利君） 続きまして、道路建設課所管になります。

同じく52ページ、中段になります。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、説明欄1、道路橋梁総務事務費につきましては、6万3,000円の補正減をお願いするものでございます。

内容といたしましては、8節旅費において、執行見込み額確定による補正減するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 坂本道路維持課長。

○道路維持課長（坂本 剛君） 続きまして、道路維持課所管になります。

同じく52ページ、中段をご覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、説明欄1、事業、道路橋梁維持管理費ですが、国県支出金の社会資本整備総合交付金の額確定に伴い、財源内訳補正として国補助2,618万9,000円を減額し、一般財源で同額増額をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

○委員長（村田春樹君） 大島道路建設課長。

○道路建設課長（大島直利君） 続きまして、道路建設課所管になります。

続きまして53ページ、中段になります。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、説明欄2、一般市道排水整備事業につきましては、1,150万円の補正減をお願いするものでございます。

内容といたしましては、12節委託料において、執行見込み額確定による200万円の補正減、14節工事請負費においては、入札差金及び執行見込み額確定による660万円の補正減、16節公有財産購入費においては、契約結果による290万円の補正減をするものでございます。

続きまして、同じく53ページ、説明欄3、防衛交付金道路整備事業につきましては、1,250万円の補正減をお願いするものでございます。

内容といたしましては、14節工事請負費において入札差金及び執行見込み額確定による400万円の補正減、16節公有財産購入費及び21節補償補填及び賠償金においては、契約結果による計850万円の補正減するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈公俊君） 続きまして、54ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、説明欄2、都市計画総務事務費の12節委託料について、ご説明させていただきます。

小河城跡地公園の基本設計のほか、小川公民館、図書館資料館周辺の用地測量及び旧小川小学校周辺の法面測量などの委託業務の発注による執行見込み額の確定により、344万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

同じく説明欄4、公共交通推進事業でございますが、18節負担金補助及び交付金の県バス運行対策費市町村負担金でございますが、こちらは地域間幹線系統であります茨城空港と水戸駅を結ぶバス路線の維持を図るため、当該バスの運行経費について、沿線の自治体である水戸市、茨城町、小美玉市及び茨城県で負担することから、当市の負担額として26万6,000円の増額補正をお願いするものです。

沿線自治体の負担額は、全体で183万7,500円でございますが、2分の1が茨城県の負担でございます。残りの負担金については、各自自治体の運行距離に応じた負担割合で算出した金額になります。全体距離として29.8キロメートルございますが、小美玉市の区間は8.6キロメートルで負担割合は28.859%となります。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 関川下水道課長。

○下水道課長（関川克己君） その下、4目公共下水道費、説明欄1、下水道事業会計繰出金につきましては、職員給与費等の増額に対する繰出金278万7,000円の補正増をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈公俊君） 続きまして、55ページをお願いいたします。

8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、説明欄、住宅管理事務費でございますが、公営住宅等長寿命化計画策定業務委託の実績額の確定により、199万1,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） ページ飛びまして、68ページをご覧ください。

13款諸支出金、1項基金費、14目森林環境譲与税基金費、24節積立金の森林環境譲与税基金積立金に1,413万3,000円を増額補正しまして、基金積立といたします。

以上で、議案第25号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）（産業建設常任委員会所管事項）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

ここで暫時休憩に入ります。

開催は11時5分からとなります。

午前10時55分 休憩

午前11時04分 再開

○委員長（村田春樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

香取委員。

○7番（香取憲一君） よろしくお願ひします。

私のほうで5点ありまして、1点ずついきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

1点目なんですが、補正予算書の13ページの道路橋梁費補助金、歳入のところなんです。社総交が約4,000万、3,997万6,000円、歳入のところでご説明いただきました道路建設課のほうで1,378万7,000円、維持課のほうで2,618万の合計で3,990ということで、その質問の内容につきましては、社総交って非常に重要な補助金、交付金だと思うんですが、これ事業の積算に基づいて交付の申請をして、実際にこの約4,000万が余りましたという話だと思うんですが、この2つの課で合計で約4,000万という額を社総交として国に、国庫補助に返すということのこの4,000万円という額が、妥当なのかという言い方は変ですが、ちょっと4,000万円の額が大きいなというイメージだったので、それが適正な範囲で返している額なのか、次の年度についてやっぱりこんなに返しちゃうのというような影響がどうかというの、ちょっとそこら辺が分からないので教えていただきたいんですが、1点目です。

○委員長（村田春樹君） 大島道路建設課長。

○道路建設課長（大島直利君） 香取委員のほうからご質問ありました件についてご説明いたします。

道路建設課所管分としましては、補助のほう、内示で来ました金額に関しては全て執行しておりまして、戻すということはやってはいなくて、これ予算時から比べまして確定のほうの金額、内示のほうの額が落ちたということで今、今回補正減という形にさせていただいている状況でございます。

ちなみに、内示率としましては50%ということで、その分の補正減ということでさせていただいております。

○委員長（村田春樹君） 坂本道路維持課長。

○道路維持課長（坂本 剛君） 道路維持課所管のほうになりますけれども、減額の内訳といたしましては、橋梁の定期点検で額確定により6万6,000円。それから道路ストック総点検調査ですけれども、こちらのほうは道路施設の限定調査とする事業変更いたしましたので900万円。それから道路補修で2路線不採択により1,712万3,000円の3件で、計2,618万9,

000円の減となっております。

ただ、申請の見込みについて事業要望のほうも加味して申請しております。よって申請がすべて承認とか採択されるものではございませんので、要件によっては対象外、不採択になる場合もあるということで、引き続き有効な財源の確保に努めながら、事業も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） ありがとうございます。

私、すみません、ちょっと勘違いしておりまして、逆に内示割れしていてなかなか金が来なかったのという、最終的に合計額がこれだけだということだと理解できました。ありがとうございます。

次に2点目なんですが、歳入のほうで同じく16ページ、これ基金繰入金で、茨城空港周辺活性化基金繰入金5,000万の減額なんですけれども、これちょっと減額をしているということは、これ事業はどうだったのかなと思ひまして。

○委員長（村田春樹君） 榎戸商工観光課長。

○商工観光課長（榎戸純一君） 茨城空港周辺活性化基金繰入金の5,000万減でございますが、こちらについては、今空港周辺の航空産業誘致事業の造成工事を行っているかと思ひますけれども、そちらの減の分をこちらに減で戻す、入れるという形になってございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 了解しました。ありがとうございます。

2点目が終わって3点目ですね。今度、歳出のほうで46ページ、農業委員会所管ですね。

農地利用最適化推進委員報酬、減額補正144万円。先ほど局長のほうから、鈴木さんのほうからご説明ありまして、これちょうど1年前に私、ちょっとよく理解していなくて、この農地利用最適化推進委員の方の業務と報酬の関係がよく分からなくて質問した記憶があるんですけれども、やっぱりインセンティブ方式でその実績ができた分だけの報酬だということであったんですけれども、実際に令和6年度の細かな詳細の活動の実績というのはどうだったかということを一つ聞きたいんですけれども、よろしくお願ひします。

○委員長（村田春樹君） 鈴木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木和広君） 香取委員からのご質問についてお答えさせていただきます。

農業委員会の推進委員の報酬についてでございますが、こちらは令和5年度末の3月に議会において補正減としたものと同じ金額になっておりますが、こちらについては、令和5年度までは交付基準の中で農家訪問の調査に係る活動実績に応じた委員報酬というのが、交付金で追加報酬が認められた部分であったため、活動実績がなかったのですが予算の確保だけはさせていただいていたというものでございます。

ただ、令和6年度から農地利用最適化交付金の交付基準が大幅に見直されていまして、こちらの追加交付金の該当部分の事業についてはなくなったというものでございます。

また、そのほかに、委員の実績に応じた交付金の枠配分というのが令和5年度までやっていたんですが、そちらが大体、委員の報酬の支払い金額の7割前後の枠配分で交付金の額は決定していた経緯がございましたが、令和6年度からは委員の活動実績・成果実績に応じての交付金の単価基準が大幅に見直されまして、そちらについて令和6年度からなんですけれども、推進委員と農業委員が毎月行っているパトロールがあるんですけれども、こちらについては月平均的に5日前後で推移しており、委員さんによっては10日以上やっていたりしている方もいれば、月によっては仕事が忙しくて3日程度で終わってしまうとか、そういう月もあるのですが、それを年間で平均させていただいた上で、その活動実績の日数というもので交付金の算定基準を出すというもので、その活動基準については、ちょっとほかの自治体もそうなんですけど、枠で頂いていたときより大幅に減額されるような算定基準になってしまい、国・県のほうからは、農地パトロールとかそういったものについて、もっと活性化を図ってくれという意味を込めて、活動日数が多ければ多いほど交付基準になる交付金単価が高くなるという点数方式に変更された経緯がございます。

あとは、成果方式という、成果実績というものの評価点のほうもございまして、こちらについては、農地利用集積や農地の売買、農家さんの相談や新規就農等含めて、農業委員さん、推進委員さんが直接対応した案件については、その評価基準に載せるというものがございます。大体そういったものについては、農業委員さんがそれぞれやっていたんですが、実際目に見えた形での間に入った契約を取り交わすとか、そういった報告の内容ってあまり上がってこないものですから、そこについての評価基準がほぼないというところで、ほかの自治体も同じ相談をさせていただいているんですが、やっぱり枠配分で頂いていたときよりは大きく減らされているというところが今実情でございまして、来年度以降の新年度予算については、この追加部分の報酬については、当初から計上しないという形にもさせていただいているものの根拠でございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 詳細ありがとうございます。非常に分かりやすく説明して、ありがとうございました。

国の法律が変更になって、令和5年度まではある程度インセンティブを見るところも、要するに活動実績のところざっくりというか、ある程度ファジーなところもあったと思うんですが、お尻たたく意味もあってということで、今の説明で分かりました。

これ、農業委員さんや推進委員の皆さんの反応というのは、どうなのでしょう、局長の見解として。

○委員長（村田春樹君） 鈴木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木和広君） 農業委員さん、推進委員さん共に、報酬の規定に伴って、月額報酬の支払いについては交付金に関係なく決まっておりますので、そちらの支払い額については減らされてはございません。その中に含まれる財源として、国・県から頂ける交付金の額が減ることによって一財を増やすことから、そういう部分がなかなか厳しいところがございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） ということは、その実績がさらに上がれば、どうなのでしょう、一財の部分は減って交付金の額が増えていくというような形で理解してよろしいんですか。

○委員長（村田春樹君） 鈴木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木和広君） そのとおりでございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 了解しました。ありがとうございます。

じゃ、3点まで終わらまして、4点目ですね。

48ページ、経営所得安定対策事業の中の、これ農政課所管ですね、水田活用事業補助金が1,575万3,000円の減額。これちょっと詳細というか、その水田活用事業の内容も含めてちょっと確認で、この減額の1,500万円以上の減額のちょっと詳細教えていただきたいんですが。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） 水田活用事業補助金につきましては、いわゆる転作作物に応じて、

10アール当たり幾らという補助金が交付されるものとなっております。

今年度、1,575万3,000円ということで減額が大きくなっておりますが、恐らくは今年度の米の価格の高騰によりまして、飼料用米から主食用米のほうへの回帰が想定以上に進んだものと思われまます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 要するに、水田になっていたところが、今まで飼料米に対して補助金出していたところが、本来の水稻に戻った農家さんが多かったということですよ。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○7番（香取憲一君） 分かりました。ありがとうございます。

最後なんです、48ページ、同じくこれ農政課さんで、畜産事業の事業費で、これ財源内の内訳補正で115万3,000円ですね。当初、ふるさと応援基金からの財源だったのが、これ一財にというふうには、これ何で変わったのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○委員長（村田春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） こちらの一般財源化といいますか、こちらにつきましては、財政当局のほうでの判断になりまして、農政課のほうで要望といいますか、そういった形を取ったものではございませんので、この詳細につきましては。

〔「行財政のほうで、そうなんです」呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 分かりました。後で財政行って聞いてみます。ありがとうございます。

私のほうは、じゃ5点、以上でございます。

終わります。

○委員長（村田春樹君） ほかに。

〔発言する者なし〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第25号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 令和6年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）にを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

関川下水道課長。

○下水道課長（関川克己君） それでは、議案第28号 令和6年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3万2,000万円を追加し、総額をそれぞれ4,683万4,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入の内訳でございますけれども、2款の繰入金、1項1目一般会計繰入金につきまして3万2,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらは職員給与費等に対する繰出金の増額によるものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出ですけれども、1款戸別浄化槽事業費、1項浄化槽管理費、1目浄化槽総務費、説明欄、浄化槽事業に要する職員給与費3万2,000円の増額でございます。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第28号 令和6年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 令和6年度小美玉市水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

菅具水道課長。

○水道課長（菅具 隆君） それでは、議案第30号 令和6年度小美玉市水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページをご覧ください。

このたびの補正は、まず第3条、収益的収入及び支出の支出につきまして、第1款水道事業費用を127万1,000円増額補正し、予定額8億7,254万1,000円といたします。

次の第4条、資本的収入及び支出の収入は、第1款資本的収入を7,059万6,000円減額補正し、予定額4億1,580万3,000円といたします。

また、支出につきましては、第1款資本的支出を1億129万9,000円の減額補正により、予定額を9億2,266万3,000円といたします。

この減額によりまして、第2条、業務の予定量に定めた主要な建設改良事業予定額も減額をするものでございます。

2ページをお願いいたします。

次に、第5条、債務負担行為における補正としまして、災害対応マニュアル作成業務委託は、2か年の委託額の確定により、補正後の限度額を704万円といたします。

次の水道料金等徴収業務委託は、更新契約の期間を令和7年10月から5か年間の額が確定しましたので、補正後の限度額を3億5,046万円とするものであります。

なお、第6条、議会議決を経なければ流用することのできない経費のうち、(1)職員給与

費につきましては、補正予算第3条のとおり増額をするため、6,906万3,000円に改めるものといたします。

それでは、補正額の内容につきまして、6ページからの補正予算説明書によりご説明いたします。6ページをご覧ください。

1、収益的収入及び支出の支出について、1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費は127万1,000円の補正増といたします。内容ですが、説明欄のとおり、主として職員給料から法定福利費引当金繰入額のそれぞれに、国の人事院勧告に伴う職員給与の改定により所要額を算出したことによる増額となります。

7ページをお願いします。

次に、2資本的収入及び支出の収入は、2款資本的収入、2項1目工事負担金は593万6,000円の補正減といたします。

続く3項1目企業債は6,466万円の補正減といたします。理由としまして、他工事を要因とした水道配水管布設替えを予定していましたが、他工事の範囲縮小及び通行規制期間の短縮等を考慮するなどし、配水管工事を行わなかったため負担金減額といたします。また、水道管工事費の資金調達とする企業債借入れも減額とするものでございます。

8ページになります。

続いて支出ですが、1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設工事費を1億129万9,000円の補正減といたします。内訳ですが、本年度の設計業務委託の額確定により、不用額237万6,000円の減額、及び付帯工事として予定していた配水管工事請負費9,892万3,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第30号 令和6年度小美玉市水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 令和6年度小美玉市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

関川下水道課長。

○下水道課長（関川克己君） 議案第31号 令和6年度小美玉市下水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出のうち収入につきましては、補正予定額323万6,000円を増額し、15億8,851万4,000円とし、支出につきましては、補正予定額1,064万6,000円を減額し、15億1,578万1,000円とするものでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出のうち収入につきましては、補正予定額1億3,876万円を減額し、11億8,972万3,000円とし、支出につきましては、2億5,002万8,000円を減額し、15億5,391万8,000円とするものでございます。

次に、5 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入の内訳でございます。

1 款下水道事業収益、2 項営業外収益のうち3 目補助金、こちら県補助金の湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金701万5,000円の減額につきましては、排水設備工事費助成金の実績見込みによるものでございます。

次に、4 目長期前受金戻入743万8,000円の増額につきましては、有形固定資産除却費の増額に伴い、資産取得時に財源とした補助金等をそれぞれ収益化した他会計補助金戻入などを増額するものでございます。

続きまして、3 項特別利益、1 目過年度損益修正益26万円の増額につきましては、実績見込みにより補正するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出の内訳でございます。

1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費1,968万3,000円の減額をお願いするものでございます。内容としましては、光熱水費223万4,000円の減額につきましては、農業集落排水施設における電気使用料の実績見込みによるものでございます。委託料961万8,000円の減額は、入札等による執行額の確定によるものでございます。負担金783万1,000円の減額は、本年度の見込み汚水量や電力料高騰分の減額により、霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金を減額するものでございます。

続きまして、2目業務費6万4,000円の増額につきましては、下水道料徴収委託料につきまして、徴収件数の増加により予算の不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。

3目総係費516万8,000円の減額をお願いするものでございます。こちら、負担金795万5,000円の減額につきましては、排水設備工事費補助金の実績見込みによるものでございます。

次に、4目減価償却費236万4,000円の減額につきましては、有形固定資産の減価償却費の実績見込み、5目の資産減耗費1,650万5,000円の増額は、有形固定資産の除却費の実績見込みにより、それぞれ補正をお願いするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち収入でございます。

1款資本的収入、2項補助金、1目国庫補助金、社会資本整備総合交付金1億1,470万円の減額、2目県支出金、下水道整備支援事業費補助金380万円の減額につきましては、それぞれ交付決定額により減額補正をお願いするものでございます。

3項負担金、1目受益者負担金2,096万円の減額につきましては、下水道工事の繰越し等により賦課が次年度になったことや、空き地等により賦課を猶予していた土地の宅地化などにより、新規賦課件数が当初見込みより少なかったことにより減額するものでございます。その下、2目受益者分担金70万円の増額は、農業集落排水区域内の新規接続者の実績によるものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目管渠費2億5,002万8,000円の減額をお願いする

ものでございます。内容としましては、国庫補助金の交付決定額が要望より少なかったことにより、実施設計等委託料、管渠埋設等工事費をそれぞれ減額するものでございます。

負担金につきましては、霞ヶ浦湖北流域下水道建設負担金の額確定によるものでございます。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

香取委員。

○7番（香取憲一君） よろしく申し上げます。

1点だけ質問なんですけれども、ページの6ページの中で説明の5目、一番下のところでですね。資産減耗費が410万円から1,650万5,000円の増額補正になっていまして、合計で2,000万以上ということで、これは、その有形固定資産除去というのは、これ具体的に何を除去、除却したのかと思ひまして、それをちょっと聞かせてください。

○委員長（村田春樹君） 関川下水道課長。

○下水道課長（関川克己君） 除却した資産、幾つかありますけれども、主だったものとして、公共下水道の遠隔監視装置、こちらは補助金を使って更新等をしております。そのようなことと、あとはマンホールポンプのポンプなど、そういった工事の実績によるものでございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 要するに、そういう機器類をもう使い切った的な話でよろしいんですか。どうなんですか。

○委員長（村田春樹君） 関川下水道課長。

○下水道課長（関川克己君） ただいまのご質問ですけれども、減価償却がまだ残っているものに対する更新工事を行った場合に減耗費を計上することになっています。

説明は以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） 了解しました。ありがとうございます。

○委員長（村田春樹君） ほかに。

〔発言する者なし〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第31号 令和6年度小美玉市下水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

坂本道路維持課長。

○道路維持課長（坂本 剛君） 続きまして、議案第40号 市道路線の認定について説明させていただきます。

内容につきましては、市道羽鳥1663号線及び市道羽鳥1664号線の認定をお願いするものでございます。

提案理由でございますが、羽鳥花館地内の宅地分譲で、開発行為により整備された道路を市道の管理者である市に帰属される道路になることから、市道として路線を認定するため、この案を提出するものでございます。

1ページをおめくり願います。

市道路線の認定をご覧願います。

道路の標示でございます。

初めに、認定路線、市道羽鳥1663号線ですが、起点及び終点は、起点小美玉市羽鳥2941番18地点から終点小美玉市羽鳥2941番29地先まで、幅員は最少6.03メートル、最大11.21メートル、延長は34.49メートルでございます。

次に、路線名、市道羽鳥1664号線ですが、起点及び終点は、起点小美玉市羽鳥2941番19地点から終点小美玉市羽鳥2941番23地先まで、幅員は最少6.03メートル、最大10.27メータ

一、延長は63メートルでございます。

次のページをお開き願います。

市道認定の位置でございます。

認定路線の位置場所でございますが、花館地内にある乗越神社付近の北側部分の市道118号、かえで通りから北側100メートルの位置で、市道に接続する道路になります。

それでは、現地の詳細について説明させていただきます。

初めに、市道羽鳥1663号線の位置といたしまして、起点及び終点の表示したものになります。

次に、市道線の延長と幅員の状況を示したものになります。こちらは羽鳥1664号沿線のものになります。

失礼しました。説明欄の資料のほうになります。

こちら、先ほどありましたけれども、拡大した位置図の表示になります。こちらが市道路線の配置の状況になります。

続きまして、羽鳥1663号線の起点と終点の位置の表示になります。

続きまして、こちらが羽鳥1663号線の延長と幅員の状況を示したものになります。

続きまして、こちらは羽鳥1664号線の起点及び終点の表示の内容になります。

続きまして、こちらは羽鳥1664号線の延長及び幅員の状況を示したものになります。

続きまして、こちらは撮影の方向になります。

まずは、起点の方向から撮影した状況になります。

こちらが羽鳥1663号線の状況の写真になります。

続きまして、終点から起点のほうに向かった写真の状況になります。

こちらの状況がこの写真の状況になります。

続きまして、1664号線の撮影ですね、現場の状況の写真のようになります。

こちら、起点から終点のほうに向けた状況になります。このような状況になります。

続きまして、今度は終点から起点方向に撮影した状況の写真になります。このような状況の様子になります。

以上になりますけれども、こちら分譲につきましては、15区画数で、1区画75坪というような内容の分譲地になります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

[発言する者なし]

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第40号 市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の陳情書についてを議題といたします。

この陳情の内容は、最低賃金の引上げや中小企業への経済支援策等を求める意見書を関係行政機関へ提出するよう求めるものでございます。

それでは、委員の皆様から本陳情についてご意見をいただきたいと思っておりますので、自由討議といたしますので、挙手によりこれを許します。

福島副委員長。

○副委員長（福島ヤヨヒ君） 昨日、今日、ニュースを見ておりますと、大企業の賃上げは満額回答というのが出ているんですね。それに比べて中小企業、特に、非正規雇用もひっくるめて、皆さん、まだまだ賃金が少ないと。それは、政府の政策が中小企業を守るところにまだまだ至っていない。今回のこの陳情に関しては、とにかくもっと中小企業を守ってほしいんだということが掲げられております。

これをここで決めるんじゃないくて、国のほうにぜひともその対策を練ってほしいという陳情でございますので、私は、意見として、採択すべきではないかなという気がいたします。

以上です。

[「これ、前年度は紹介議員ありで」と呼ぶ声あり]

[「一応、近隣の自治体の陳情採択状況として、土浦市、結城市、かすみがうら市、筑西市、城里町、つくば市、龍ヶ崎市、桜川市、北茨城市では採択をされていまして、石岡市、茨城町については、継続審査のまま審議が終わったということでございます。」と呼ぶ声あり]

[「去年は採択」と呼ぶ声あり]

[「去年は不採択になった」と呼ぶ声あり]

[「はい」と呼ぶ声あり]

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） この陳情の内容、毎年というか、例年出てくるというのは理解しているんですけども、やはり、ボトルネックになっていると思うのは、ようやく茨城県の最低賃金が1,005円台と書いてありまして、この文面の中には、一律1,500円以上というふうに、上げ幅がかなり、例えば、1,200円、1,300円といくかもしれないけれども、あまりにもその要求額がいきなりの1,500円ということに対して、やはり、経営者の目線的なところもあると思うので、人件費というのは、やっぱりキャッシュでありまして、私も商売人ではありませんけれども、なかなかそのバランスのところを一気に、この陳情の内容のことで、この500円というもの、現状からいきなりぱーんとやるということに対しては、ちょっと何か、精査された内容がもっと来たほうがいいんじゃないかなというのが私の自分のちょっと感想なんですけれども。

○委員長（村田春樹君） ありがとうございます。

ちなみに、昨年なんですけれども、最低賃金1,500円を目指すことということで、この陳情書のほうが出ているんです。今回は、1,700円ということなので、ちょっとどうなのかなという。

岩本委員。

○15番（岩本好夫君） これ、議会の規約の中で、一度採択あるいは不採択にしたものは、変えられないという規約があると思うんですけども、これには抵触しないのかな。同じ…、議会であると思うんだよね、一度採択したもの、あるいは、不採択にしたものは、変えることはできないんだよね。これ、どうなの、同じ陳情、1,500円が1,700円になっているけれども、それちょっと、事務局で調べてもらってもいいと思います。

○書記（鈴木将暉君） いただいたご意見、ちょっとお調べさせていただきたいと思います。

○委員長（村田春樹君） 岩本委員。

○15番（岩本好夫君） それと、先ほどの意見の中で、大企業のほうはもう満額と、要するに、利益上がっている企業だったら分かるよ、満額回答というのは。ただ、私、商工会やっているんで、小規模事業者が小美玉市には大変多いですよ。そんな中で、昨日も金融審査会あったんですけども、経営の実情というのは、小美玉市の中ではそれほど、じゃ、従業員が給料上げてくれと言って、はい分かりましたと言えるかというのは、小美玉市の実情の中で、それはなかなか難しいと思いますよ。

無理して上げた場合に、じゃ、その企業自体がもし駄目になったら、それ、働き手どうなるのと思うんだけど、儲かっているのに給料を上げないという企業もいかなのかと思うんだけど、ただ、上げたくても上げられないというのが現状だと思いますよ。私の知る限りで、小美玉市内の中小あるいは小規模事業者というのは、ほとんどそうです。

だから、小美玉市でこれを、市議会で採択、不採択を考える場合は、そういった現状も加味して採択するべきだと思います。

○委員長（村田春樹君） ありがとうございます。

実際、昨年上がってきているものと、今回上がってきているもので比較しますと、ちょっと無理があり過ぎるような、やはり、この小美玉市に、まだちょっとそぐわないところもある。いろんな皆さんの頑張りが必要なんでしょうけれども、それだけじゃ何ともできないものもあると思いますので、ちょっとこれはなかなか厳しいのかなと思うんですけども。

市村委員、どうでしょうか。

○19番（市村文男君） 私は非常に、農家なものですから、そういうことを考えたときには、以前、もう10年以上前かな、私、定年を過ぎた、いわゆるシルバー関係の、シルバーには入っていない人だったんですけども、毎日来てもらっていました。でも、ここでちょっと話をしたら、市村議員のほうがいっぱい払ってるわと言われた。そうかと思って、幾ら払っているんだか役所では分からないよ。だけれども、そのぐらい払わないと来られないし、それ以上払ってはこっちができない。非常に厳しいところがあります。だから、要望ですけども、これ、パートとか、給料という形とまた違うと思うんだけど、その辺難しいところがあるのかなと思う。農家の人らも大体、時間で頼んでいますね。難しいですね。

私は、そういう意味では、先ほどの岩本委員から、去年の不採択にしたものがどうのこうのという、私、ちょっとその記憶ないんですが、先例集あると思うんですけども、私はどちらかといえば、やはり、不採択でいいのかなというような感じがしております。

〔「事務局に聞いてみればいい」と呼ぶ声あり〕

〔「出ましたか」と呼ぶ声あり〕

〔「先例まではちょっと。すみません」と呼ぶ声あり〕

〔「議員必携あれば、あれに書いてあるよ」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） 田村委員、どうですか。何かあれば。ありますか。大丈夫ですか。
香取委員は大丈夫ですか。

○7番（香取憲一君） 私はもう述べましたので。

○委員長（村田春樹君） 福島副委員長も述べられたということで。

〔「上げられる企業は上げたほうがいいよ」と呼ぶ声あり〕

〔「こんなの強制的にやるもんじゃないだろう」と呼ぶ声あり〕

〔「時給1,000円上がったって、物価が上がれば同じだから」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） よろしいですか。

○書記（鈴木将暉君） 地方議会の運営の原則といたしまして、一事不再議の原則ということで、一度会議のほうで決まったことは、もう一度再議はしないというような原則がございます。ただ、そちらにつきましては、同一会期中という前提がありますので今回はその原則には抵触しない、という整理になっております。よろしくお願いします。

○委員長（村田春樹君） ほかに、取りあえず、意見ないですか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） そうしたら、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

陳情第1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の陳情書について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（村田春樹君） 賛成少数と認め、本案は不採択とすべきものと決しました。

以上で本日当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

続きまして、その他になります。

何かございますでしょうか。

市村委員。

○19番（市村文男君） たしか農政課ですかね、地域計画今度やりますね、前にみの〜れで集まった経過があるんですが。その後の農業新聞に載っていたんですが、それを計画しないことにはいろんな国の補助事業が入らない、というふうに書いてあったんですが、その詳細について、分かる範囲で教えてもらえれば。

○委員長（村田春樹君）

狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷学君）

市村委員のご質問にお答えします。まず、今年度の進捗状況についてご説明をさせていただければと思います。昨年10月に地域における座談会、今年1月には長島議長、市村委員にもご尽力いただきまして、農政審議会、それから地域における計画案の説明会を行いました。そのうえでですね、JAをはじめ土地改良区や農業委員会、中間管理機構など関係機関からの意見聴取をいただきまして、現在、農政課窓口におきまして、農地所有者や耕作者等、利害関係人を対象とする計画案の縦覧を行っております。この縦覧が終わりましたら必要な修正を行ったうえで、再度、農政審議会における審議を年度内にいただく予定でございます。そちらで決定いただければ、今年度内に小美玉市の地域計画については、策定が完了する見込みであります。この地域計画につきましては、地域の農地をどう利用していくか、10年後に誰が耕作するか、農地ごとに農家を位置付けるものですが、先ほど市村委員からありましたとおり、この地域計画に位置付けられていることが、今後の補助事業の採択要件ですとか、優先採択の条件となることから、非常に重要なものとなります。今年度進めてきた中でですね、座談会なり説明会なり参加いただいた方が決して多くなかったことが課題として感じております。今後ですね、こちらの地域計画につきましては、7年度以降につきましても、同じような進め方で進めまして、地域ごとに課題を整理しながら、それぞれの地域の実情に沿った計画として、さらに精度をたかめていきたいと考えております。今年度、周知方法や開催方法を検討しながら、たくさんのお意見をいただきまして、精度を高めて参りますので、よろしく願いいたします。以上、答弁いたします。

○委員長（村田春樹君）

市村委員。

○19番（市村文男君）

有難うございます。これからもその地域計画を推し進めていただきたいと思います。それと、もう一つ農業委員会に、私は農家なものですから、荒廃している農地を見ると嫌なんです。さっきもありました農業委員さんなり農地利用最適化推進委員、そういう方が色々調査をしているんだろうと思うんですけど、その結果を踏まえ、それをどういうふうにしたら良くなっていくかってことをどう検討されていますか。

○委員長（村田春樹君）

鈴木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木和広君）

なかなか難しい内容ではございますが、農業委員並びに推進委員さんのほうで、農地パトロールなり、一筆調査なり現地調査を毎年実施しております。その中でも、荒廃農地が年々増えていっているところもございます。そこについて顕著に表れている部分については、優良農地という、農地として使いやすい一帯が農地として広まっている農地とは別に、農地として使いやすい農地ではない、小さな面積が点在する場所や、耕作地として使いにくいなど、そういったところは、耕作をやめたり、後継者がなく離農、または、相続人が農業者でない方で、農地を使っていた方が見つからずそのまま放置されてしまっているところが年々増えております。ただ、その部分について、なんらかのアクションを起こして、遊休農地を解消するために使っていただきたい方から相談があれば、委員さんを通して、随時お話を聞く場合もあるんですが、なかなか借手が見つからない、大きい面積じゃないと大きい農家さんも借りるにしても、農業用機械が中に入っていけないとかそういった理由がありまして、大きく広がっている農地以外の部分は、今後もやはり遊休農地がさらに進んでいくのかなと、それに対するフォローアップが今のところはなかなか無いのかなと感じております。そういった隙間を狙って、言い方はよくないですが、太陽光発電事業者などが小規模の遊休農地を取得して太陽光施設を設置しているところが見受けられています。ソーラーを設置したことによって荒れ地が解消され、周りから綺麗になったとか評価をいただく場所もございますので、一長一短はありますが、優良農地のなる農地については、貸し手が見つかるような方向で委員さんに頑張ってもらって、それ以外のところについては、なるべくこれ以上広がらないような手段として、パトロールの中で農地が荒れて近所迷惑にならないような形に土地所有者に対して保全管理を行っていただくとか、そういった形の方法については継続的に行ってまいりたいと思っております。

○委員長（村田春樹君）

市村委員。

○19番（市村文男君）

はい、有難うございます。頑張ってください。

○委員長（村田春樹君）

その他ございませんか。それでは、本日の審議はすべて終了しましたので、議事進行を終了させていただきます。福島副委員長よろしく願いいたします。

○副委員長（福島ヤヨヒ君）

それでは、以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前 12時00分 閉会